

金沢市立小・中学校及び市立工業高等学校の臨時休業の延長等について

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた国、県の取組方針や、本市及び近隣自治体の状況等を踏まえ、児童生徒が安心して登校できる環境づくりを図るため、金沢市立小・中学校及び市立工業高等学校で4月13日（月）から5月1日（金）まで実施している臨時休業期間を、5月31日（日）まで延長することとしました。

この間、児童生徒は、引き続き外出を控え、自宅等にて過ごすよう努めることとし、登校日は設定しないこととします。

なお、国の緊急事態宣言に対する判断や県の対応状況及び本市の感染状況を踏まえ、必要に応じて臨時休業の期間等を見直すこととします。

1 児童生徒への学習保障について

- (1) 児童生徒への連絡及び指導内容等については、十分、児童生徒、保護者、学校等との連携を密にしていきます。
- (2) 各小中学校は、家庭学習用の学習プリントに加え、教育委員会が作成した「チャレンジワーク」等の教材や「チャレンジワーク・デジタル」等の配信動画を活用して、児童生徒の学習保障に努めます。
- (3) ICT端末や通信環境の活用が困難な児童生徒については、希望に応じて学校のパソコン室を利用できるようにします。
- (4) また、週1回、プリント提出日を設定し、学校の玄関等において家庭で学習した学習プリント等を提出するとともに、担任等が添削・評価したプリントや次の課題等を渡すようにします。
- (5) 市立工業高等学校においては、双方向型のオンライン学習が実施できるよう、現在準備を進めています。
- (6) 国のGIGAスクール構想における児童生徒1人1台の学習用端末の整備については、できる限り速やかに整備できるよう準備を進めていきます。

2 児童生徒の心のケアについて

担任が週1回、学習プリント提出時や電話等を通して、児童生徒の健康状態や学習状況を確認します。

その際、悩みや不安を訴える場合には、担任や教育相談担当教員、スクールカウンセラーが連携し、きめ細かく対応するよう努めます。

また、家庭において気になる様子を感じられる場合には、児童相談所と連携し、引き続き児童生徒の安心・安全を最優先に対応します。

3 学校で実施している見守り活動について

上記期間中、保護者の希望に応じて実施する全小学校・中央小学校芳齋分校及び小将町中学校特学分校での児童生徒の受入れ・見守り活動は継続します。

また、感染拡大防止の観点から、受入れ対象の家庭を引き続き限定し、その他の家庭には学校での受入れ等への自粛を要請します。

なお、中央小学校芳齋分校及び小将町中学校特学分校については、受入れ対象家庭を限定せず、これまでと同様の取扱いとします。

令和2年5月1日

保育幼稚園課（保育所・認定こども園）

220-2300

子育て支援課（放課後児童クラブ）

220-2270

障害福祉課

（放課後等デイサービス・児童発達支援）

220-2290

保育所等を利用する保護者への登園自粛要請の延長について

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大が危惧されたことから、4月13日(月)から5月6日(水)までの間、保育所等を利用する保護者に対して登園・利用の自粛を要請し、現在、次のとおり、受入れ対象家庭を限定していますが、引き続き、感染拡大防止に向けた取り組みを継続する必要があるため、同様の登園自粛要請を5月31日(日)まで延長することとしました。

なお、国の緊急事態宣言に対する判断や本市の感染状況を踏まえ、必要に応じて、要請内容を見直すこととしています。

1. 対象施設

保育所

認定こども園

幼稚園（預かり保育を実施している園に限る。）

放課後児童クラブ

放課後等デイサービス

児童発達支援

2. 受入れ対象家庭

- (1) 保護者のいずれもが次の職種に該当し、共に仕事を休むことが困難な家庭
 - ・医療従事者
 - ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- (2) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭
(他の親族等にも依頼できない場合)

※ 上記にかかわらず、家庭保育が可能な家庭については、自粛を要請。

※ 個々の家庭の事情に対しては、丁寧に相談に応じ、柔軟な対応を実施。

3. 保育料等

欠席日数に応じて、減額します。

資料番号

3

令和2年5月1日

危機管理課

220-2187

市長記者会見資料

市施設等の臨時休業期間の延長について

緊急事態宣言の中、本市内における新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、感染拡大を防止するため、現在休業している別紙の施設について、休業期間を5月31日（日）まで延長します。

また、市主催及び貸館におけるイベントについても、5月31日（日）まで中止あるいは延期します。

臨時休館・休業施設の一覧（5月31日（日）まで）

金沢美術工芸大学 柳宗理記念デザイン研究所	西部市民体育会館	ひがし茶屋休憩館
金沢美術工芸大学 美術工芸研究所ギャラリー	鳴和台市民体育会館	西茶屋資料館
金沢21世紀美術館	金沢プール	足軽資料館・旧加賀藩士高田家跡
金沢能楽美術館	あめるんパーク	金沢湯涌みどりの里
金沢歌劇座	医王山運動広場	三谷さとやま交流広場
金沢市文化ホール	法光寺運動広場	農業センター 管理棟施設・加工調理実習館
金沢市アートホール	金沢テクノパーク運動広場	医王の里
金沢市民芸術村	湊野球場	栗崎やすらぎの林ふれあいゴルフ広場
金沢湯涌創作の森	湊運動公園	金石・大野やすらぎの林ふれあいゴルフ広場
中村記念美術館	専光寺ソフトボール場	専光寺ふれあいの森ふれあいゴルフ広場
金沢くらしの博物館	伏見川グラウンド	近江町交流プラザ
安江金箔工芸館	こなん水辺グラウンドゴルフ場	市女性センター
金沢ふるさと偉人館	市営陸上競技場	老人福祉センター万寿苑
泉鏡花記念館	市営球場	老人福祉センター松寿荘
金沢湯涌夢二館	東金沢スポーツ広場	老人福祉センター鶴寿園
金沢蓄音器館	城北市民テニスコート	卯辰山公園健康交流センター千寿閣
前田土佐守家資料館	西金沢テニスコート	いきいきギャラリー
室生犀星記念館	大徳テニスコート	金沢福祉用具情報プラザ
徳田秋聲記念館	城東テニスコート	駅西むつみ体育館
金沢市老舗記念館	浅野テニスコート	金沢駅こどもらんど
金沢文芸館	大桑運動広場	城北児童会館
金沢湯涌江戸村	額谷運動広場	泉野福祉健康センター 泉野こども広場
鈴木大拙館	久安運動広場	元町福祉健康センター 元町こども広場
谷口吉郎・吉生記念金沢建築館	西金沢少年運動広場	駅西福祉健康センター 駅西こども広場
寺島蔵人邸	田上運動広場	戸室リサイクルプラザ プラザ棟
松声庵	西部市民憩いの家	中央公民館長町館
旧園邸・松向庵	市民野球場	中央公民館彦三館
旧高峰家・旧検事正官舎	市民サッカー場	キゴ山ふれあい研修センター
金沢市俵芸術交流スタジオ	スポーツ交流広場	長土塀青少年交流センター
金沢職人大学校	ジュニアスポーツコート	玉川図書館
総合体育館	本田圭佑クライフコート	玉川図書館近世史料館
城北市民体育館	内川スポーツ広場	玉川図書館城北分館
城南市民体育館	戸室スポーツ広場	泉野図書館
城東市民体育館	埋蔵文化財センター	平和町児童図書館
城西市民体育館	埋蔵文化財収蔵庫	金沢海みらい図書館
森本市民体育館	ものづくり会館	教育プラザ此花 体育館
浅野川市民体育館	異業種研修会館	教育プラザ富樫 子育て広場・体育館等
中央市民体育館	尾張町老舗交流館	金沢市企業局ガスショールーム
額谷ふれあい体育館	長町武家屋敷休憩館	長町観光駐車場
近江町観光バス駐車場	東山観光駐車場	東山河畔観光駐車場
東山観光バス駐車場	東山北観光駐車場	にし茶屋観光駐車場
大乘寺丘陵公園駐車場	卯辰山公園駐車場	金沢城北市民運動公園駐車場
金沢南総合運動公園駐車場		

特別定額給付金の申請受付等の開始について

1. 特別定額給付金事業の概要について

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、給付対象者1人につき10万円を給付する。

(2) 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方

(3) 受給権者

世帯主の方

（ただし、配偶者からの暴力を理由に避難し、その旨を申し出て、一定の要件を満たす場合などには、その方に当該市区町村において給付）

(4) 申請の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下を基本に行う。

① オンライン申請方式（マイナンバーカードをお持ちの方が利用可能）

国が管理する特別定額給付金のマイナポータルから振込先口座等の情報を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（本人確認書類不要）

② 郵送申請方式

金沢市から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座等の情報を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに金沢市へ郵送

2. 本市の申請受付及び給付の開始について

① オンライン申請方式

・5月1日（金）から受付開始

⇒ 5月15日（金）から順次、口座振込による給付を開始予定

② 郵送申請方式

・5月22日（金）から受付開始予定（21日から申請書を市から順次郵送予定）

⇒ 5月29日（金）から順次、口座振込による給付を開始予定

※申請期限は、郵送申請方式の受付開始日から3か月以内（8月21日を予定）

なお、6月8日（月）から、市役所（第一本庁舎）及び各市民センターにおいて臨時受付窓口を設置予定

【本市の申請受付等に関する問合せ先】

・5月1日（金）から6日（水）まで 市民協働推進課 TEL 220-2026

・5月7日（木）以降 実施本部（第二本庁舎内） TEL 220-2200

※受付時間はいずれも9:00～18:00

入札における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化について

1. 概要

国の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言により、本市においても感染症拡大防止対策として、事業者の申出があった場合は郵便入札を認めてきたが、緊急事態宣言の延長が見込まれることを踏まえ、対策をさらに強化するもの。

2. 対象業務

電子入札を実施していない業務委託及び物品購入

※工事及び測量、設計等コンサルタント業務は電子入札実施済み

3. 内 容

工事及び測量、設計等に準ずる業務委託に電子入札を導入する。

それ以外については全て郵便入札とする。

4. 実施時期

(1) 一般競争入札

令和2年5月11日以降に入札公告を行う案件から実施

(2) 指名競争入札

令和2年5月11日以降に指名競争入札執行通知を行う案件から実施